

令和7年竹田市農業委員会第4回総会議事録

1. 日 時 令和7年4月7日（月） 午後2時17分 ～ 午後3時7分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 12名

1番 山本 昭雄 2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 4番 首藤徳子
5番 秦 志喜男 6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男
10番 島村宏司 11番 工藤 明秀 12番 後藤恵美子 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 1名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子 事務局次長：中村美智子 管理係長：渡部夕樹 主任：河崎凌央

6. 議事

議案第26号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 22件

議案第27号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 17件

議案第28号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 3件

議案第29号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社へ所有権移転） 1件

議案第30号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社から所有権移転） 2件

議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 5件

議案第32号 非農地証明について 2件

議案第33号 令和7年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について 1件

会長

あいさつ

係長

只今の出席委員数は12人で定足数に達しています。

(14時17分)

議長

只今から、令和7年竹田市農業委員会第4回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は8番 上野一男委員、

10番 島村宏司委員の両名を指名いたします。報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第8号について報告を申し上げます。農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が14件ありましたので報告します。

次に報告第9号について報告を申し上げます。農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が5件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、これで報告事項は終了いたします。

次に議案の上程を行います。

議案第26号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 22件

議案第27号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 17件

議案第28号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 3件

議案第29号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社へ所有権移転） 1件

議案第30号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社から所有権移転） 2件

議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 5件

議案第32号 非農地証明について 2件

議案第33号 令和7年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について 1件

以上53案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第26号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課 山崎係長

議案第26号は農地中間管理事業により土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

1番と3番、4番及び20番の案件は10年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

2番と7番から19番及び22番の案件は10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

5番と6番の案件は5年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

21番の案件は9年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第26号について担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第26号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。

よって、議案第26号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第27号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課 山崎係長

議案第27号の農用地利用集積等促進計画案は、農地中間管理事業による権利の設定を大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

議案第27号の1番と4番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

2番と3番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

5番と6番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

7番の借り手は、〇〇〇〇です。

8番の借り手は、〇〇〇〇です。

9番から12番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

13番と14番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

15番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

16番の借り手は、認定新規就農者である〇〇〇〇です。

17番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

選定理由はいずれも当該農地の貸付について市町村が適当であると認めるものです。

議長

只今、議案第27号について担当課による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第27号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって、議案第27号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第28号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第28号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字九重野字井良迫〇〇〇〇 地目 畑1筆 面積2,591㎡を植林する計画の農地です。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第28号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市久住町大字久住字田口〇〇〇〇ほか、2筆 田3筆 合計面積5,949㎡を植林する計画の農地です。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第28号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市直入町大字長湯〇〇〇〇 地目 畑1筆
面積3,663㎡のうち631㎡を一般住宅用地とする計画の農地です。

議長

4番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

4番 首藤徳子委員

この変更は変更後の土地利用が一般住宅用地として計画されており、事業の目的からみて除外面積631㎡
は過大であり、また現地確認の結果、残地が十分に農地として利用できる見込みがあることから、進入路も含め
て500㎡を超えないよう計画面積の見直しを求めることが適当と考えます。

議長

只今、議案第28号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
山本委員どうぞ。

1番 山本昭雄委員

この地図でがけ地とは何ですか。

事務局

法面のところです。

議長

他にないですか。500㎡未満となっていますが631㎡あります。地図のがけ地のところに進入路ができ
ないのでこのような計画になっていますが、残地は農地として十分利用できるということです。皆さんの意見
をお願いします。

4番 首藤徳子委員

見直しを求めるということで良いでしょうか。

議長

皆さんいいですか。次長補足説明をお願いします。

事務局

補足説明させていただきます。一般的な考え方ですが、転用面積の制限については農地法施行規則で甲種農地については、敷地面積がおおむね500㎡を超えないものに限るとされており、竹田市農業委員会では竹田市内には甲種農地はありませんが、それ以外であってもこの目安をもって規模が適正か否かをこれまでも判断してきたところです。例外として第1回議案3号2の1で1筆のうち、計画面積以外の残地が傾斜地や狭小地となっており農業上の利用が見込まれない形状となるということで、申請地が500㎡を若干超えても個々のケースで認めた経緯はあります。

2番 改木謙士委員

写真で青のところが家を建てるところで黄色が進入路ですか。別々に考えたら500㎡超えないようになるのでは。

事務局

進入路というのが道として使う場合に宅地以外に使用しないので、税務とも相談しましたが他にも用途があれば私道にできるということでしたが、この場合進入路も含めて宅地として登記されるであろうし、進入路も含めて1筆となる可能性が高いということです。家が建つところは499.85㎡で計画していますがこれから分筆する計画ということで農業委員会の意見としては先方には伝えています。

11番 工藤明秀委員

例えば宅地内に農業用倉庫があつてそこに行く道路を兼用するなら認められるのですか。

事務局

次に登記される方は農家ではないので農業用倉庫を建てることはないです。

11番 工藤明秀委員

縁戚であっても、孫でも駄目ですか。

事務局

農業をしないという確認は取れています。

7番 坂本大蔵委員

そもそも計画面積499.85㎡と言う宅地の根拠は何ですか。

事務局

相談に来た時に500㎡以下でお話させていただきました。

7番 坂本大蔵委員

それは当然500㎡しか許可できないから。そもそも500㎡要するという根拠がないと悪いのでは。こういう家を建てるので500㎡要するというなら分かる。500㎡以下でないと許可されないからという根拠では悪いのでは。こういう家を建てるのにこれだけの面積が要るから認めてくださいということでない。

事務局

今そういうことで出てきています。駐車場などの配置図まで描かれています。

7番 坂本大蔵委員

500㎡はすごく広い。農家でない方が500㎡が必要なのかというのが疑問として出てくるので、説明するときにこれだけ必要でかつ進入路の部分も必要だということなら合理的な説明が出来ると思うが。計画面積に宅地を500㎡本当に必要なと思う。私の実家のところがまるっきり同じだった。僕の場合は進入路含めて500㎡と言われたのに今回は違うのでビックリしている。

11番 工藤明秀委員

制限の面積めいっぱい設計したのでは。

事務局

それで計画をしたと思うのですが実際は道路も必要だったということのようです。そこまで農地を削らないようにと農業委員会からの意見を出して計画の見直しを求めたいと思う。

議長

首藤委員から報告があったようにその意見書を付けて農政課に出すわけですが。農政課の判断で500㎡以下に抑えてもらうということになると思う。あくまでも農業委員会の意見として意見書を付けて出すということ。

7番 坂本大蔵委員

方向が崩れるんですね。こういう理由があったら500㎡を超えても認められるんだなと。そういうことでいいんですか。本来であれば500㎡以下でないと認められないはずですよね。

事務局

いえ、超えないようにという意見を付して出します。

議長

計画面積の見直しを求めるという意見を出すということですね。

7番 坂本大蔵委員

499.85㎡が必要という合理的な理由があれば農業委員会もそんな意見を出せないのですか。

事務局

合理的な理由が向こうから、例えば崖地条例にひっかかるから必ずここまでは要ると、本当にそれまで要るとまた来れば、県が農振除外をするので農業委員会としては合計500㎡以下に抑えてくださいという意見を出そうと思っています。

7番 坂本大蔵委員

今度5条申請が出てくるのでまたその時はそうするのですね。

議長

他にないですか。

農政課 山崎係長

補足です。申請が出た時は建物の敷地で499.85㎡、進入路が131.44㎡ということで申請があがってきました。今回は500㎡未満ということで意見をいただければ申請者の方に進入路も含めて500㎡未満で再度計画していただき、除外はそれに合わせて行うということになります。

議長

そういうことでありますから。他にないですか。

議長

他にご意見がないようですので質疑を終結いたします。

議案第28号の1番と2番については承認。3番の案件については、進入路も含めて500㎡を超えないよう計画面積の見直しを求めることにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。ここで休憩いたします。農政課の山崎係長は退席してください。ありがとうございました。

(14時40分)

議長

続いて議案第29号 大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第29号の案件は、所有者が規模縮小を希望しており近隣で規模拡大を図っている認定農業者に農地を譲るため譲受人 大分県農業農村振興公社へ所有権移転するものです。

議長

只今、議案第29号について事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第29号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって、議案第29号 大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第30号 大分県農業農村振興公社から所有権移転を受ける農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第30号の1番の案件は、譲渡人 公益社団法人大分県農業農村振興公社から譲受人 認定農業者である〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字中字折立〇〇〇〇ほか2筆 田3筆 合計面積2,421平方メートルを農業経営基盤強化促進法の定めにより大分県農業農村振興公社が行う農地売買支援事業で所有権の移転をするものです。譲受人の経営規模は51,045平方メートルです。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

議案第30号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は7人です。農機具はトラクター5台、田植機

1台、コンバイン1台、ロールベアラー1台、ラッピングマシーン1台、ホイールローダー2台を所有しております。畜産中心の農家であり農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝす。よつて許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思ゝまゝす。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めまゝす。

事務局

議案第30号の2番の案件は、譲渡人 公益社団法人大分県農業農村振興公社から譲受人 認定農業者である〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字白丹字桑迫〇〇〇〇 田1筆 面積6,025平方メートルを農業経営基盤強化促進法の定めにより大分県農業農村振興公社が行う農地売買支援事業で所有権の移転をするものです。譲受人の経営規模は54,430平方メートルです。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

議案第30号の2番の調査報告をいたします。譲受人の労力3人です。農機具はトラクター2台、田植機1台、モア、テッターレイキ、ロールベアラーを所有しております。畜産・稲作中心の農家であり農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝす。よつて許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思ゝまゝす。

議長

只今、調査報告がありましたが、ご意見、ご質疑はございませぬか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第30号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めまゝす。よつて議案第30号 大分県農業農村振興公社からの所有権移転にかかる農用地利用集積計画についてはこれを承認することに決定しまゝす。

議長

続いて議案第31号 農地法第3第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第31号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字三宅字部動寺〇〇〇 田1筆 面積3,137平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は23,244平方メートルです。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

議案第31号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・田植機1台所有しており稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

正誤表でご確認ください。議案第31号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字飛田川字瀬口〇〇〇〇ほか2筆 田1筆 畑2筆 合計面積2,871平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は2,871平方メートルです。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

これは親子間の贈与です。議案第31番の2号の調査報告をいたします。譲受人の労力はお母さんと2人です。農機具は草刈り機1台を所有しており稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第31号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字久住字脇豆〇〇〇〇ほか1筆 田2筆 合計面積5,152平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は73,708平方メートルです。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

議案第31号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター5台・コンバイン2台・田植機1台、畜産経営が主ですのでモアから収穫機一式揃っています。畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第31号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字米田〇〇〇〇 田1筆 面積10,744平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は35,494平方メートルです。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第31号の4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター5台、コンバインと田植機は共有が2台あり、稲作・畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて5番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第31号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字地中〇〇〇〇ほか2筆 田3筆 合計面積6,049平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は6,049平方メートルです。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第31号の5番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は草刈り機1台所有しており果樹中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第31号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第31号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて議案第32号 非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第32号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字挾田字荷畑〇〇〇〇ほか2筆 登記地目 田1筆、畑2筆 合計面積841平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は申請者が昭和56年に大分市に転出して以降、農地として管理が出来ず現況は原野となっています。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第32号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字飛田川字瓜尾〇〇〇〇ほか4筆 登記地目 田3筆、畑2筆 合計面積2,970平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡夫が管理していましたが平成6年に相続して以降、農地として管理ができなくなり現況は原野となっています。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第32号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第32号について非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって議案第32号 非農地証明についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第33号 令和7年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

この案件は農業委員会等に関する法律第37条 情報の公表の規定による公表資料について審議いただくものです。議案書1ページめは令和7年4月1日現在の農業委員会の体制や農家・農地等の概要、2ページ以降は最適化活動の目標について記載しています。2ページ1 最適化活動の成果目標の(1) 農地の集積の①に現状及び課題を、②に令和7度の目標を記載しております。今年度の新規集積目標面積は100ヘクタールで今年度末の集積目標面積は3,001ヘクタールと設定しています。

続きまして(2) 遊休農地の解消についてです。①の現状及び課題につきましては記載のとおりです。②の目標についてア 既存の遊休農地の解消は令和3年度に設定済みの目標値です。イ 新規発生遊休農地の解消については前年度に新規発生した遊休農地の面積を指標にすることとなっており、令和6年度遊休農地調査の結果を踏まえ、解消目標面積を15ヘクタールと設定しています。

続きまして3ページ(3) 新規参入の促進について、①現状及び課題には過去3カ年の新規参入状況を記載しております。②目標につきましては、令和7年度の新規参入者への貸付け等による農地の目標面積を14.4ヘクタールと設定し、必要に応じて関係機関と連携しながら就農相談を行っていくこととしています。

続きまして2最適化活動の活動目標の(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標、(2) 活動強化月間の設定目標、(3) 新規参入相談会への参加目標について記載しております。今後は令和7年3月に策定した地域計画を中心に展開していく必要があることから、目標地図の見直し等を進めていくための情報収集活動を令和7年度の強化月間中に取り組むこととしています。

なお、現在令和6年度の集約面積等は精査中でまだ確定していないことから今回は暫定版として作成しております。情報公開にあたっては精査後に修正した数値を予定しておりますのでご了承ください。以上、令和7年度最適化活動の目標の設定等について審議をお願いします。

議長

只今、議案第33号について担当から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。あくまでも今年の目標ですから活動の目標が6日ですが、近年はどうなっていますか。

事務局

1人当たりの活動日数ですが月6日ということでこれまでも国が求めている最低限の日数を目標値としていましたが、令和6年度から月10日が基本となっていて最適化交付金の見直しがされていて10日を下回るとペナルティで交付金下がるという仕組みになっています。皆さんから提出いただいている活動日誌に基づく

現状ですが平均2日です。推進委員さんも含めての平均日数です。この現状を見た時10日を目指すのはあまりにもかけ離れているので6日でいこうと考えているところです。

11番 工藤明秀委員

これまでも実績がずっと2日とかであれば、農業委員・推進委員を最初に集めて説明するときに活動はこういうものですともう少し具体的に重点を置いて説明すれば、どういう活動をしていいのかわからない人がかなりいるし、活動していても記入しないとか未提出とかそういう人もいますから、レベルを上げる方法を考えないといつまでも目標に届かないのに妥協したような数字になる。監査の報告で書かれていたけど活動しているように思えないですね。

事務局

これまで活動記録の提出を委員さんの自主性に委ねていたところがあるので、そこは確実に活動記録簿を出していただくようにすることと、活動記録簿の書き方、どういうのをこの最適化活動の内容に書いていいのかというのをお知らせする場を設けるように考えています。最適化活動検討会を4月から5月で開催したいと考えています。

議長

農地のことについて電話で相談があったとか、全部活動日誌に書いて文面が分からなかったら誰々から電話があつてこういう事がありましたと報告すればカウントになるので、皆さんも活動していても報告しないので数字的に上がってこない。通りがかりに農地を確認したとかでも活動になるので、小さいことでも報告をお願いしたい。2日だとあまりに少なすぎて交付金にも影響するのでよろしくお願いします。他にご意見ないですか。

(なしの声あり)

議長

なければこの目標に向けて進んでいきたいと思います。それでは質疑を終結いたします。

議案第33号 令和7年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等についてを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって、議案第33号はこれを承認することに決定します。これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。以上をもちまして令和7年竹田市農業委員会 第4回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(15時07分)